

令和6年6月14日

質 問 ・ 質 問 回 答 書

業務名 佐野市立小中学校等空調設備設置に係る整備手法検討支援業務委託

番号	質問事項	回 答
1	<p>実施説明書 P8</p> <p>17 その他の留意事項 (5)</p> <p>「佐野市情報公開条例(平成17年2月28日条例第8号。以下「条例」という。)による情報公開請求があった場合は、市が条例第6条に規定する非公開情報に該当すると判断した場合を除き、原則、全て開示するものとする」とございますが、提案書を公開される場合、企業ノウハウ漏洩や今後の競争優位性への影響の懸念あるため、貴市と協議の上、マスキング等により公開範囲を限定させて頂くことは可能でしょうか</p>	<p>佐野市情報公開条例第6条では、「<u>次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き</u>、請求者に対し当該情報を公開しなければならない」と除外規定が列挙されており、そのうちの第3号の規定中に「ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とあることから、企業ノウハウ漏洩や今後の競争優位性への影響の懸念あると判断される部分については、情報公開請求があった場合には、非公開情報として取り扱うことは可能です。</p>